

業 務 委 託 契 約 条 項

- 1 業 務 名 沼田川流域下水道沼田川浄化センター
放流水等の水質及び悪臭測定業務
- 2 業務場所 三原市円一町一丁目2番1号 (沼田川浄化センター)
- 3 業務期間 自 令和8年4月1日
至 令和10年3月31日
- 4 業務の執行 この業務は、公益財団法人広島県下水道公社財務規程を適用し、広島県契約規則を準用して執行する。
- 5 契約保証金 免除する。
- 6 支払い条件 前金払い 無し
部分払い 3回
支払の回数及び支払額

支 払 回 数	支 払 額 の 計 算 方 法
第1回部分払い	令和8年9月末出来形に相応する委託料の額
第2回部分払い	令和9年3月末出来形に相応する委託料の額－既払額
第3回部分払い	令和9年9月末出来形に相応する委託料の額－既払額
完了払い	委託料－既払額

- 7 業務に関する 別冊仕様書等のとおり。
事項
- 8 契約に関する この契約に係る公益財団法人広島県下水道公社の令和8年度収入支出予算
特約事項 が成立した時をもって効力を生じるものとする。
また、令和9年度の当該契約に係る収入支出予算の減額 又は削除があった場合は、公益財団法人広島県下水道公社はこの契約を解除することができるものとする。

上記の委託業務の実施について、本条項と別冊の仕様書に基づいて業務委託契約を締結し、契約の証として契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年2月5日

契約担当職員 公益財団法人広島県下水道公社 理事長 上仲 孝昌

契 約 条 項 説 明 書

業 務 名	沼田川流域下水道沼田川浄化センター 《長期》放流水等の水質及び悪臭測定業務（R8～R9）
業 務 場 所	三原市円一町一丁目2番1号
委 託 期 間	令和8年4月1日 から 令和10年3月31日 まで
入 札 日 時	令和8年2月27日（金） 11時15分 から
入 札 場 所	沼田川流域下水道沼田川浄化センター 会議室 (三原市円一町一丁目2番1号)

1 業務の執行

この業務は、公益財団法人広島県下水道公社財務規程を適用し、広島県契約規則を準用して執行する。

2 契約に関する事項

- (1) 入札（見積）保証金及び契約保証金
免除する。
- (2) 検 査
業務完了の通知（手直しの場合を含む。）を受けた日から起算して10日以内に検査を行う。
- (3) 支払条件
ア 部分払（3回）及び完了払とする。
イ 委託料は、検査合格後、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に支払う。

3 入札に関する事項

- (1) 最低制限価格
なし。
- (2) 入札書の記載事項
契約期間全体（2年分）の総額を記載すること。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
※ 消費税等を除いた価格を入札書に記載すること。
- (3) 課税事業者又は免税事業者である旨（予定を含む）の届出
契約書には、契約金額に併せて当該取引に係る消費税等の額を明示するので、入札決定者は、課税事業者であるか又は免税事業者であるかの届出は不要。
- (4) 再度入札
入札金額の全てが予定価格を上回った場合は、入札金額のうち最低の金額を読み上げて再度入札を行うこととするが、読み上げた最低入札金額以上の入札は認めない。
- (5) 再度入札の回数
再度入札の回数は、5回までとする。（初回を含めると6回まで。）
- (6) 代理人による入札
代理人が入札する場合は、入札開始時に、その代理権を証する書面（委任状）を提出すること。

(7) 入札辞退

ア 入札への参加を辞退するときは、入札開始前までに「辞退届」を提出すること。

イ 再度入札を辞退するときは、その場で申し出ること。

(8) 最低の金額を入札した者が複数の場合

予定価格の範囲内で最低の金額を入札した者が複数の場合は、くじにより落札者を決定する。くじを辞退することはできない。くじを引かない場合には、公社職員が代わってくじを引くこととする。

(9) 無効入札に関する事項

次に該当する場合は、その入札は無効とする。

ア 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。

イ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

ウ 入札者が2以上の入札をしたとき。

エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。

オ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。

カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

キ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。

ク 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。

ケ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。

(10) 誓約書の提出（ただし、一般競争入札については、公告文に記載のとおり。）

この入札に参加する者は、法令等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出すること。

ア 入札に参加する者は、入札の前に提出すること。

イ 誓約書を入札時に提出していない場合又は誓約書に不備があった場合は、開札後、発注者が指定した提出期限内（依頼日から起算して概ね3日以内）に提出すること。発注者が指定した提出期限内に誓約書の提出がない場合は、失格とし、落札者とならないものとする。当該入札者に対し公社の指名除外措置を行うことがある。

(11) 契約における特約事項

この入札による契約は、当該契約に係る令和8年度収入支出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

また、令和9年度の当該契約に係る収入支出予算の減額又は削除があった場合は、公益財団法人広島県下水道公社はこの契約を解除することができるものとする。

4 業務内容

別冊仕様書のとおり。